

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はリユース事業を通して、「環境と調和した企業活動」「環境型経済社会への貢献」を果たしてまいります。
当社はコーポレート・ガバナンスの充実を図り、経営の透明性・健全性を確保・維持していくことを重要課題としてとらえております。そのために、経営の意思決定の迅速化、監督機能の強化、タイムリーな情報開示が必要不可欠と考えております。
当社は監査役制度を採用しており、常勤監査役1名と監査役2名で監査役会を構成しております。また監査役制度の充実を図るため、監査役3名は全員は社外監査役であり、公正な立場から取締役の経営監視を行っております。
取締役は外部環境の変化へ迅速な対応と事業年度における経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年間としております。
取締役及び従業員が取るべき行動の規範を示した「企業行動規範」を制定し、取締役および従業員が法令・定款等を遵守することを徹底してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
清水一郷	1,789,644	15.74
株式会社ハードオフコーポレーション	1,502,000	13.21
株式会社デンコードー	1,119,000	9.84
田中玲子	650,424	5.72
田中和雄	503,320	4.42
株式会社ワットマン	427,816	3.76
渡邊未来	416,576	3.66
堀内裕紀	409,112	3.59
清水遙	345,232	3.03
田中麻紀	343,592	3.02

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 ジャスダック 既存市場

決算期 3月

業種 小売業

(連結)従業員数 100人未満

(連結)売上高 100億円未満

親会社 なし

連結子会社数 10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は親会社・連結子会社等を有していないため、該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

取締役会の議長 社長
 取締役の人数 5名
 社外取締役の選任状況 選任していない

現状の体制を採用している理由

社外監査役3名による監査が実施されており、取締役会において、取締役の業務執行に関する監査を行うとともに、適宜、意見の表明を行っており、現状の体制で社外取締役と同様の経営に対する牽制機能を有しているものと認識しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している
 監査役の人数 3名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めています。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は内部監査室と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行っています。

社外監査役の選任状況 選任している
 社外監査役の人数 3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
本間 直之	他の会社の出身者								○	
七松 優	公認会計士								○	
浅尾 慶一郎	その他								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
本間 直之	_____	他の会社での経験から監視・提言・助言を会社経営に資するため
七松 優	公認会計士・税理士	会計の専門知識・経験から監視・助言・提言を会社経営に資するため
浅尾 慶一郎	衆議院議員	広範な視野で監視・提言・助言を会社経営に資するため

その他社外監査役の主な活動に関する事項

監査役は取締役会ならびに経営会議等に出席し、意見を述べるなど取締役の職務執行について厳正な経営監視を行うほか、会計監査人と情報・意見交換を行うなど、取締役の職務執行に対して厳正な監査を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

企業体質・経営基盤の強化に注力しているため、インセンティブ付与に関する施策は現在実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段 有価証券報告書

開示状況 その他

該当項目に関する補足説明

平成22年3月期の有価証券報告より取書取締役の年間報酬総額を開示する予定です。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役から求めがある場合、監査役の職務執行を補助するものとして、内部監査室から補助するものを任命する体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

取締役会は定例取締役会および必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や取締役会規程に則り、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の業務執行を相互に逐次監視しております。

取締役および経営幹部で構成される経営会議は毎月開催され、業務執行に関する重要な決定と進捗状況の確認、適切な対応策を審議・決定しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年二回(中間期および決算期)の説明会を開催しております。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	経理総務グループがIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【1. 内部統制システム構築の基本的な考え方】

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題の一つとしてとらえ、会社法の定める会社の業務の適正を確保するための体制の整備に向け、以下のとおり内部統制システムの基本方針を定めるとともに、継続的にその充実、強化に努めます。

【2. 内部統制システム構築の個別体制】

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および使用人を含めた行動規範として「企業行動規範」を定め、その周知徹底を図るとともに、取締役および使用人は、自らが主体的に法令、定款、社会的規範等を遵守し業務の遂行に当たります。

当社の監査役は、法令に定める取締役会に出席のほか、コンプライアンスの観点から各事業グループ主催の会議・報告会等へ出席し、必要かつ有効な助言・アドバイスを行っております。

また、必要に応じて監査役は、取締役会・使用人から報告を受けるとともに、会計監査人に対して監査に関する報告を求めています。

このほか、内部監査を担当する内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、業務のモニタリング等を実施し、コンプライアンスの実効性を確保いたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」・「稟議規程」等に基づき、取締役の業務執行に係る事項を、取締役会または稟議手続きをもって、その重要性の度合に応じて決議または決裁し、記録を残しております。

取締役会議事録には、取締役の業務の執行状況を明確にするため、上程者または報告者の氏名を明記するとともに、決議事項における賛否の状況、発言があった場合の内容を記載しております。

取締役会議事録・稟議書・決算に関する計算書類・重要な契約書等、取締役の職務の執行に係る重要書類については、各法令で定める期間保管するものとし、監査役会からの閲覧の要請に備えるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行に伴い発生する可能性のある各種リスクのうち、発生可能性、重要性に鑑み、財務リスク、事務リスク、法務リスク、システムリスク、事故災害リスクなどについては、取締役を長とする全社横断的なリスク管理窓口等を設置し、会社全体のリスク管理方針の策定を行っております。また、個別のリスクマネジメント実施については、リスクの内容に応じて各担当リスク管理窓口が、規程・マニュアルの策定および指導・助言を行っております。

また内部監査室の内部監査をとおり、リスク情報の収集と適切な対応を行っています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、5名の取締役により構成され、毎年8回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法定事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務実行状況を監督する体制をとっております。

当社の監査役会は、社外監査役3名を含む3名(常勤1名、非常勤2名)で構成しており、各監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づき、取締役会をはじめとする主要会議に出席するとともに代表取締役との定期的会合をもち、取締役の職務執行を十分に監査できる体制をとっております。

(5) 監査役を補助すべき使用人に関する事項

現在、監査役を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを内部監査室より配置することとし、その人事については、取締役会と監査役が意見交換を行うこととしております。

(6) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役会は、必要に応じて監査役以外のものを出席させ、報告と意見を聞くことができるとし、これにより監査役会に出席する取締役、その他の使用人は、監査役会に対し、監査役会が求めた事項について説明しなければならないこととしております。

なお、取締役は以下の事項を報告すべき事項としております。

- 一、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実
- 二、取締役会決議により委任を受けた事項を決定したときは、当該決定に関する事項

(7) その他監査役が監査が実効的に行われる事を確保するための体制

監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席し、決議または報告事項につき意見を述べることとしております。また、すべての稟議書を検閲し、必要の都度、担当者から説明・意見を求めています。

なお、監査役は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っております。

(8) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「企業行動規範」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し、毅然とした態度で臨むことを定め、不当要求等に対しては、警察等の外部機関との連携を図り、組織的な対応を行う体制をとっております。

Vその他

1. 買収防衛に関する事項

現時点では、買収防衛策導入の予定はございません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特記すべき事項はありません。

参考資料：模式図

